

年企発第 0705001 号
平成 17 年 7 月 5 日

地方厚生（支）局長 殿

企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）の一部が平成 17 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、企業年金等の通算措置（ポータビリティの拡充）の細部については、別紙「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」によることとしたので、遺憾のないように取り扱われたい。

(別紙)

企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則

第1 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）第144条の3又は第165条の規定による厚生年金基金間又は厚生年金基金・企業年金連合会間の脱退一時金相当額の移換等について

1 法第144条の3第1項の甲基金及び乙基金の規約においては、次に掲げる事項を定めること。

(1) 乙基金へ権利義務を移転する甲基金の中途脱退者（法第144条の3第1項に規定する中途脱退者（規約で定める加算年金を受けるための要件のうち、必要な加算適用加入員期間を満たす者を除く。）をいう。第2の1の(1)、第5の2の(3)及び第6の1の(1)において同じ。）に係る権利義務のうち甲基金から乙基金へ引き継ぐものの算定方法

(2) 権利義務の移転承継に伴い甲基金の年金給付等積立金を乙基金へ移換する旨及び当該年金給付等積立金のうち代行部分に充当する部分の算定方法

2 厚生年金基金（以下「基金」という。）が法附則第32条第1項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。第6の1において「平成16年改正法」という。）第8条の規定による改正前の法附則第30条第1項の認可を受けている基金（以下「将来返上基金」という。）である場合にあっては、当該将来返上基金は、他の基金及び企業年金連合会（以下「連合会」という。）から、老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継並びに脱退一時金相当額及び年金給付等積立金の移換を受けることはできないこと。

3 将来返上基金から他の基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合は、法第132条第2項に規定する額を超える部分に限り、移転するものであること。

4 基金が他の基金から老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継を受ける場合において、当該権利義務が承継される者に係る当該他の基金の加入員であった期間に係る給付の額の算定方法を変更し、当該期間に係る給付水準が下がることとなる場合にあっては、基金は、当該権利義務が承継される者の減額になる旨の同意を得なければならないこと。

第2 加入員又は加入者の資格を喪失又は取得した者に説明する事項について

1 加入員又は加入者の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という。）に説明する事項

(1) 基金又は確定給付企業年金の資格喪失者（中途脱退者（基金の中途脱退

者又は確定給付企業年金の中途脱退者（確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）第50条の2第1項に規定する中途脱退者をいう。）をいう。第5の2の（3）及び第6の1の（1）を除き、以下同じ。）である場合に限る。）である場合

基金又は確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第29条第1項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）は、以下に掲げる事項を資格喪失者に説明すること。（厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第55条の2第1項、確定給付企業年金法施行令第50条の4第1項、第65条の7第1項、第93条第1項若しくは第3項、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）第74条の2第1項又は確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第89条の5第1項、第104条の4第1項、第142条第1項若しくは第3項）

① 移換申出期限

② 脱退一時金相当額（確定給付企業年金の資格喪失者が負担した掛金がある場合にあつては、当該負担した掛金の合計額に相当する額（以下「本人拋出相当額」という。）を含む。）及びその算定の基礎となった期間（以下「算定基礎期間」という。）

③ 資格喪失者は、次の場合に応じて、それぞれ次の選択肢を有すること。

ア 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であつて、再就職先の事業所が基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合又は当該事業所が確定拠出年金を実施している場合 当該事業所が実施する企業年金制度（基金、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金をいう。以下同じ。）又は連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

イ 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であつて、再就職先の事業所が基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ当該制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがない場合 連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

ウ 資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であつて、再就職先の事業所が企業年金制度を実施していない場合、資格を喪失した日から1年以内に再就職しなかった場合又は国民年金の第1号被保険者になった場合 次の場合に応じ、それぞれ次の選択肢

（ア） 個人型確定拠出年金の加入者になった場合 連合会又は国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

(イ) 個人型確定拠出年金に加入しない場合（個人型確定拠出年金の運用指図者である場合を含む。） 連合会への脱退一時金相当額の移換及び脱退一時金の受給

エ 資格を喪失した日から1年以内に基金の老齢年金給付の受給権を取得することとなる者である場合にあつては、その旨及び受給権を取得する日までの間に他の企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給が行われなかった場合は、当該基金から老齢年金給付又は一時金たる給付を支給することとなる旨

④ 連合会及び国民年金基金連合会の制度の概要、手数料及び連絡先

⑤ 次の場合に応じ、それぞれ次に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、その旨。

ア 資格喪失者が加入員又は加入者の資格を喪失した制度（以下「資格喪失制度」という。）が基金である場合 資格喪失者は、資格を喪失した時において次のいずれかを選択すること及び（ア）c又は（イ）bを選択した者が移換申出期限内に再就職先の事業所が実施する企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を希望する場合は、その旨を移換申出期限内に申し出なければならないこと。

(ア) 当該資格喪失制度の規約に基づき、連合会へ老齢年金給付の支給に関する義務を移転する者である場合

a 速やかに連合会への老齢年金給付の支給に関する義務の移転及び脱退一時金の受給を行うこと。

b 速やかに連合会への老齢年金給付の支給に関する義務の移転及び脱退一時金相当額の移換を行うこと。

c 資格を喪失した日から1年を経過した時に連合会への老齢年金給付の支給に関する義務の移転及び脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を行うこと。

(イ) (ア)に掲げる者以外のものであつて、当該資格喪失制度の規約に基づき、資格を喪失した時に脱退一時金を支給するものである場合

a 速やかに脱退一時金の受給を行うこと。

b 資格を喪失した日から1年を経過した時に脱退一時金の受給を行うこと。

イ 資格喪失制度が確定給付企業年金である場合 資格喪失者は、資格を喪失した時において次のいずれかを選択すること及び（ウ）を選択した

者が移換申出期限内に再就職先の事業所が実施する企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を希望する場合は、その旨を移換申出期限内に申し出なければならないこと。

(ア) 速やかに脱退一時金を受給すること。

(イ) 速やかに連合会への脱退一時金相当額の移換を行うこと。

(ウ) 資格を喪失した日から1年を経過した時に連合会への脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の受給を行うこと。

⑥ 退職に伴い資格を喪失した者が脱退一時金の受給を選択する場合は、退職所得の取扱いとなり退職所得控除が適用されること。

また、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金から基金又は確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。

(2) 企業型確定拠出年金の資格喪失者である場合

企業型確定拠出年金を実施する事業主は、資格喪失者は資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内に確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第80条から第82条までの規定により他の企業型確定拠出年金又は国民年金基金連合会へ個人別管理資産を移換する旨の申出をしなければならないこと並びに当該申出をしない場合にあっては、同法第83条の規定により個人別管理資産は国民年金基金連合会に自動的に移換されること、当該移換に係る手数料及び年金資産を運用できず、十分な年金額を確保できなくなる等取扱いについて、当該資格喪失者に説明すること。（確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第46条の2）

2 加入員又は加入者の資格を取得した者（以下「資格取得者」という。）に説明する事項

(1) 基金又は確定給付企業年金の資格取得者である場合

基金又は事業主等は、以下に掲げる事項を資格取得者に説明すること。（厚生年金基金令第55条の2第2項若しくは第4項、確定給付企業年金法施行令第50条の4第2項、第93条第2項若しくは第4項、厚生年金基金規則第74条の2第2項若しくは第4項又は確定給付企業年金法施行規則第89条の5第2項、第142条第2項若しくは第4項）

① 基金又は確定給付企業年金の給付に関する事項

給付に関する事項には資格取得者の予想年金額を含むこと。ただし、加入時の年齢及び退職までの期間別に、当該制度におけるモデル年金額を示

せばよいこととし、必ずしも資格取得者ごとに予想年金額を算定する必要はないこと。この場合において、加入時の年齢は5歳刻みで、退職までの期間は5年刻みで示すことが望ましく、また職種別に給付設計が分かれている場合にあつては、職種別のモデルを示すこと。

また、受給権を取得した時に受給権者が複数の選択肢から給付の型、支給開始年齢等を選択できる場合にあつては、最も一般的な選択肢について示せばよいこと。

基金が他の基金から老齢年金給付の支給に関する権利義務の承継を受ける場合における老齢年金給付の給付に関する事項の説明については、当該権利義務が承継される者に係る当該他の基金の加入員であった期間に係る給付の額の算定方法を変更する場合にあつては、その旨を資格取得者へ説明すること。

② 移換申出期限及び当該申出の手続

移換申出の手続は、資格取得者が移換元の基金、確定給付企業年金又は連合会(以下「移換元制度」という。)に対して行うこと。ただし、連合会から移換を受ける場合において、当該資格取得者が加入員又は加入者の資格を取得した制度(以下「資格取得制度」という。)があらかじめ連合会へ登録している制度である場合にあつては、当該資格取得制度に対して申し出ること。

移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対しては、資格取得制度の名称、資産管理運用機関名、連絡先等、移換元制度が脱退一時金相当額又は年金給付等積立金若しくは積立金(以下「脱退一時金相当額等」という。)を移換するために必要な事項について、当該資格取得者に情報を提供すること。

③ 基金の老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間又は確定給付企業年金の加入者期間に算入する期間及びその算定方法

当該期間を示す場合は、移換する脱退一時金相当額等の額及び移換時の年齢別にその期間を示せばよいこととし、必ずしも資格取得者ごとに具体的な期間を算定する必要はないこと。この場合において、移換する額は少なくとも50万円刻みで、移換時の年齢は5歳刻みで示すことが望ましいこと。

また、キャッシュバランスプランを実施していること等により、当該期間を給付の額の算定の基礎となる期間には通算しない場合であっても、老齢年金給付又は老齢給付金等の受給権の有無の判断に使用する期間には通算する必要があるため、当該期間を資格取得者に説明する必要があること。

- ④ 資格取得制度の加入員期間又は加入者期間が1年未満である者については脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を通算しない旨を規約に定めている場合にあっては、その旨及びその概要
- ⑤ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金（確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた連合会を含む。）から基金へ脱退一時金相当額又は積立金を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。
- ⑥ 制度の変更を検討している場合であってその変更内容等を加入員、加入者又は受給権者に説明している場合にあっては、それと同様の内容。

(2) 確定拠出年金の資格取得者である場合

企業型確定拠出年金を実施する事業主及び国民年金基金連合会は、次に掲げる事項を資格取得者に説明すること。（確定拠出年金法施行令第25条（同令第38条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）第30条の2（同令第59条第2項の規定により準用する場合を含む。））

① 移換申出期限

② 通算加入者等期間に算入する期間及び移換申出の手続

移換申出の手続は、資格取得者が移換元制度に対して行うこと。ただし、連合会から移換を受ける場合において、当該事業主又は国民年金基金連合会があらかじめ連合会へ登録している場合にあっては、当該事業主又は国民年金基金連合会に対して申し出ること。

移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対しては、企業型記録関連運営管理機関名等、移換元制度が脱退一時金相当額等を移換するために必要な事項について、当該資格取得者に情報を提供すること。

③ 手数料

- ④ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金（確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた連合会を含む。）から確定拠出年金へ脱退一時金相当額又は積立金を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること。

3 連合会が中途脱退者に説明する事項

連合会は、中途脱退者の求めがあったときは、以下に掲げる事項を中途脱退者に説明すること。（厚生年金基金令第55条の2第3項、確定給付企業年金法施行令第65条の7第2項、厚生年金基金規則第74条の2第3項又は確定給付企業年金法施行規則第104条の4第2項）

(1) 連合会の給付に関する事項

給付に関する事項には中途脱退者の予想年金額を含むこと。ただし、移換時の年齢別にモデル年金額を示せばよいこととし、必ずしも中途脱退者ごとに予想年金額を算定する必要はないこと。この場合において、移換時の年齢は5歳刻みで示すことが望ましいこと。

(2) 移換申出期限及び当該申出の手続

(3) 手数料

第3 脱退一時金相当額の算定基礎期間について

1 基金又は確定給付企業年金において、他の企業年金制度、連合会又は国民年金基金連合会へ引き継ぐ脱退一時金相当額の算定基礎期間を算定する際は、以下の取扱とすること。

① 算定基礎期間が、例えば、休職又は停職の期間を2分の1とするなど、時の経過に従って計算した期間に一定の率を乗ずるなどにより短縮して計算されている場合には、その短縮をしない期間により計算すること。

② 算定基礎期間が、例えば休職若しくは停職の期間又は掛金等を負担しなかった期間等を除外するなど、一部の期間を全く除外して計算されている場合には、その除外された期間を除いて計算すること。

2 基金又は確定給付企業年金（以下この号において「直前制度」という。）から確定拠出年金の企業型記録関連運営管理機関等へ中途脱退者に係る脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日を提出する場合において、当該直前制度が、当該中途脱退者に係る他の基金又は確定給付企業年金（以下この号において「従前制度」という。）の脱退一時金相当額の移換を受けていた場合にあつては、従前制度における脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日は、当該中途脱退者が直前制度へ申し出、これを直前制度から確定拠出年金の企業型記録関連運営管理機関等へ提出すること。

第4 連合会から企業年金制度へ積立金を移換する場合の申出について

連合会から年金給付等積立金又は積立金を企業年金制度又は国民年金基金連合会へ移換する場合であつて、当該企業年金制度又は国民年金基金連合会があらかじめ連合会に登録している場合にあつては、中途脱退者等（法第165条第1項及び確定給付企業年金法第115条の4第1項の中途脱退者等をいう。以下同じ。）は当該企業年金制度又は国民年金基金連合会に対して移換の申出を行い、これを受けて当該企業年金制度又は国民年金基金連合会から連合会へ移換の申出を行うこと。

第5 その他

- 1 基金又は確定給付企業年金が他の基金、確定給付企業年金又は連合会から脱退一時金相当額等の移換を受ける旨を規約に定める場合は、移換元制度を特定すること又は包括的に定めることのどちらでも差し支えないこと。

特定する場合において、当該移換元制度の中途脱退者のうち移換先制度の再加入者に限ることとする等、あらかじめその基準が明確になっている場合であって合理的である場合に限り、移換元制度の中途脱退者のうち一部の者のみの移換を受けることとすることも可能であること。

また、基金が当該基金の再加入者についてのみの老齢年金給付の支給に関する権利義務を連合会から承継することとする場合であって、連合会が当該再加入者に係る当該基金以外の他の基金の老齢年金給付の支給に関する義務を負っている場合にあつては、当該基金及び連合会の規約で定めるところにより、当該基金に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務のみを承継することとすることができると。この場合にあつても、法第165条第5項に規定する年金給付等積立金の移換を受けることとする場合は、当該他の基金に係る部分も併せて移換を受ける必要があること。

- 2 次に掲げる場合にあつては移換元制度から支給が行われること。
 - (1) 脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、中途脱退者又は中途脱退者等が死亡した場合
 - (2) 脱退一時金相当額又は年金給付等積立金の移換を終了しない間に、中途脱退者が再び移換元制度の加入員又は加入者の資格を取得した場合
 - (3) 脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、基金の中途脱退者又は中途脱退者等が老齢年金給付の受給権を取得した場合
 - (4) 年金給付等積立金の移換を終了しない間に、移換先の基金が将来返上基金になった場合

第6 経過措置

- 1 平成16年改正法の施行に伴い、全ての基金、確定給付企業年金又は確定拠出年金において規約の改正が必要になる事項は次のとおりであること。

- (1) 基金の中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換等については、以下のとおりであること。

- ① 当該基金の規約に基づき、連合会へ老齢年金給付の支給に関する義務を移転する者である場合

ア 移換申出期限内に脱退一時金の受給又は確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、基金は

当該支給又は移換を行うとともに、速やかに老齢年金給付の支給に関する義務を連合会へ移転する旨の申出を行うこと。

イ 移換申出期限内に他の基金又は連合会への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、速やかに、当該他の基金又は連合会への老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換を行うこと。

ウ 移換申出期限内にア又はイの申出が行われなかった場合にあっては、速やかに連合会への老齢年金給付の支給に関する義務の移転及び脱退一時金相当額の移換又は脱退一時金の支給を行うこと。

② ①に掲げる者以外のものであって、当該基金の規約に基づき、資格を喪失した時に脱退一時金を支給するものである場合

ア 移換申出期限内に脱退一時金の受給又は確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、基金は当該支給又は移換を行うこと。

イ 移換申出期限内に他の基金への脱退一時金相当額の移換の申出が行われた場合は、速やかに、当該他の基金への老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換を行うこと。

ウ 移換申出期限内にア又はイの申出が行われなかった場合にあっては、速やかに脱退一時金の支給を行うこと。

(2) 基金の再加入者に係る老齢年金給付の支給に関する義務の連合会からの承継については、一律に承継せず、基金の規約により、本人の申出を受けて行うこととする。

(3) 中途脱退者の申出により、基金から他の企業年金制度若しくは国民年金基金連合会又は確定給付企業年金から他の企業年金制度、連合会若しくは国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換する規定を設けること。

(4) 確定拠出年金法第 54 条の 2 第 1 項の規定による脱退一時金相当額等の移換に伴い必要な規定を設けること。

(5) 「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改めること。

2 1 に掲げる改正事項に係る規約変更の手續が施行日に間に合わない場合にあっては、以下の取扱とすること。なお、この場合においても、遅くとも平成 18 年 9 月までに規約変更の認可又は承認の申請をすること。

(1) 基金の変更前の規約の定めにかかわらず、1 の (1) のとおり取り扱うこと。

(2) 基金の変更前の規約の定めにかかわらず、再加入者の老齢年金給付の支給に関する義務を連合会から自動的に承継することはできないこと。

- (3) 基金又は確定給付企業年金の変更前の規約の定めにかかわらず、中途脱退者の申出があった場合は、他の企業年金制度、連合会又は国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換すること（他の基金又は確定給付企業年金へ移換する場合は、当該他の基金又は確定給付企業年金の規約において脱退一時金相当額の移換を受ける旨が定められている場合に限る。）。
 - (4) 確定拠出年金の変更前の規約の定めにかかわらず、中途脱退者等の申出があった場合は、確定拠出年金は脱退一時金相当額等の移換を受けること。
 - (5) 変更前の規約の定めにかかわらず、「厚生年金基金連合会」とあるのは「企業年金連合会」として取り扱うこと。
- 3 基金の規約の定めにかかわらず、施行日前に既に基金の再加入者となっている者（以下「既再加入者」という。）が、施行日後に再び当該基金の加入員の資格を喪失した時（中途脱退者である場合に限る。）は、当該基金が厚生年金基金連合会から承継した基本加算年金額に相当する部分及び一時金たる給付については、厚生年金基金の設立要件について（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）第2の4の(4)③の規定にかかわらず脱退一時金として支給し、又は当該既再加入者の申出により他の企業型年金制度、連合会又は国民年金基金連合会へ移換すること。